

後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者のみなさんへ

保険証、各種認定証についてののお知らせ

後期高齢者医療保険 および国民健康保険の 保険証の更新

【有効期限は7月31日】

現在交付している「後期高齢者医療被保険者証」および「国民健康保険被保険者証」の有効期限は7月31日ですので、新しい保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

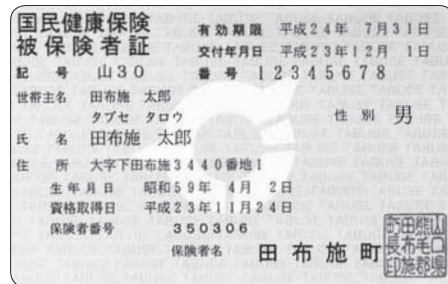
なお、古い保険証は、8月1日以降は使用することができませんので各自で処分してください（返却は不要です）。

本年度から国民健康保険 の保険証を個人カード化 します

本年度から国民健康保険証について、国民健康保険に加入されている全員を個人単位のカード証に

変更します。保険証のサイズが小さくなります（名刺大）ので、紛失に注意し、大切に保管してください。なお、70歳以上の人に交付される「高齢受給者証」の形や様式などに変更はありませんので、医療機関を受診される時は、従来どおり保険証と高齢受給者証をあわせて使用してください。

また、臓器の移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けることとなりました。臓器提供の意思表示欄に記入するかどうかはご本人の判断によりますので、必ずしも記入する必要はありません。記入した内容を他人に知られたくない人のために「意思表示欄保護シール」も保険証とあわせて送付する予定です。



個人単位のカード化される被保険者証
(実際の大きさは異なります。)

「限度額適用認定証」 および「限度額適用・ 標準負担額減額認定証」 の更新について

現在交付している各認定証の有効期限は7月31日ですので、期間内に更新の手続きをしてください。

今まで、入院時しか使用することができませんでしたが、平成24年4月から外来診療でも使用することができるようになりました。

更新手続き

○期間 8月1日(水)

～8月31日(金)※土・日を除く
(受付時間)

午前8時30分～午後5時15分

○更新場所

健康保険課 保険年金係

(⑥番窓口)

○必要なもの

【後期高齢者医療保険加入者】

8月以降の認定区分が「区分Ⅱ」
に該当する人(次ページ参照)

・平成24年度の後期高齢者医療被
保険者証

・現在交付されている平成23年度
の限度額適用・標準負担額減額
認定証

【国民健康保険加入者】

・平成24年度の国民健康保険被保
険者証

・現在交付されている平成23年度
の限度額適用・標準負担額減額
認定証または、限度額適用認定証
・印鑑

健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

後期高齢者医療保険の

限度額適用・標準負担額

減額認定証の更新

● 8月以降の認定区分が

「区分Ⅰ(※1)」に該当する人

8月上旬に新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を直接送付します。

自動更新となりますので、更新手続きは必要ありません。

● 8月以降の認定区分が

「区分Ⅱ(※2)」に該当する人

「区分Ⅱ」に該当する人については、直近の入院状況を確認する必要がありますので、申請書を提出していただき更新することになります。

7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、必ず8月31日までに更新の手続きをしてください(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をすると、認定されない月が生じるようになります)。

なお、現在「区分Ⅱ」の認定証を持っている人で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合には、申請することで食事代がさらに減額されます。



申請の際は、病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

- ※1 区分Ⅰ…世帯の全員が平成24年度住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(収入が年金のみの場合は、年金収入80万円以下の人) または老齢福祉年金受給者
- ※2 区分Ⅱ…世帯の全員が平成24年度住民税非課税の世帯で、区分Ⅰ以外の人

※同一世帯内に住民税の申告等をされていない人(未申告の人)がいる場合、負担区分判定ができないことがあります。その際は、健康保険課の窓口までお越しください。

国民健康保険の

限度額適用・標準負担額

減額認定証の更新

住民税非課税世帯の人で、認定証が必要な場合は、期間内に必ず更新の手続きをしてください。

国民健康保険の

限度額適用認定証の更新

70歳未満の住民税課税世帯の人で、認定証が必要な場合は、期間内に必ず更新の手続きをしてください。

「限度額適用認定証」 および「限度額適用・ 標準負担額減額認定証」 の交付について

医療費が高額となった場合でも、認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療機関に支払う負担額が

一定の額までとなります。

後期高齢者医療および国民健康保険に加入されており、認定証を必要とされる人には随時申請の受け付けをしております。なお、認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※認定証の交付を受けずに医療を受けた場合、限度額を超えた部分については高額療養費による返還となります。

○各認定証の対象となる人

- 【限度額適用認定証】
- ・70歳未満の国民健康保険加入者
- 【限度額適用・標準負担額減額認定証】
- ・同一世帯の国民健康保険加入者
- ・および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
- ・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療加入者
- ※入院時の食事代も減額されます

○申請場所

健康保険課 保険年金係

(⑥番窓口)

○必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑